

# 介護事故発生防止のための指針

## 1. 趣 旨

本指針は、介護付有料老人ホーム・ショートステイ『はるか』における介護事故の発生または、その再発を防止するため、介護事故防止体制の確立を促進し、もって適切かつ安全な介護を提供することを目的とする。

## 2. 基本姿勢

事故防止の必要性・重要性を施設及び職員個人が、自分自身の課題と認識して介護事故防止に努め、防止体制の確立を図ることが必要である。このため本指針を活用して事故防止対策委員会を設置し、施設内外の関係者との協議のもと、事故防止のマニュアルを作成するとともに、事故報告書、ヒヤリ・ハット事例の分析評価ならびにマニュアルの定期的な見直しを行うことにより、事故防止対策の強化充実を図る。又、この指針を施設全体で共有し、今後の再発防止につなげるものとする。

- 1) 普段より本人、家族との良好な関係作りを行い、精神面、経済的側面、家族背景など、様々な面から情報を得ることにより、個人の全体把握に努める。
- 2) 日常的な説明  
入居時の様々な局面をとらえて、本人及び家族に対して、日々の様子や心身状況の変化などの説明を行う。その内容等を記載する。
- 3) 日常業務における報告  
心身状況の変化など、必要な関連先へ日常的に報告することを徹底する。
- 4) 事故に対する意識  
介護事故に関しては、事故発生時の対応により、その後の展開が大きく変わる。事故が単純な場合には大きな問題となることは少なく、事故（ミス）の上にさらに事故（ミス）が重なって問題が複雑になる。事故が発生した際にはたとえ些細な事故であっても、速やかに報告することが必要である。

## 3. 職員研修

事故防止に繋がる職員研修を年2回以上受講する。法人内で実施される医療安全研修のうち、必要と考えられる研修への参加を基本とする。

## 4. 事故発生時の対応

- 1) 報告義務  
入居者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに入所者の家族等へ報告を行うとともに必要な処置をとる。
- 2) 速やかな説明  
各担当者より速やかに本人、家族に対して事実関係を説明する。  
詳細説明が必要な場合は、施設長、看護職員などから補足を説明する。

3) 記載の重要性

それぞれの経過において、日誌やケース記録など各書式に事故内容、経過、説明内容、説明者などの状況、背景等 必要事項を記載する。

また、法人内医療安全対策室へのインシデント・アクシデント報告書を提出する。

重大事故、服薬事故、離設、食中毒・感染症・結核（死亡者・重篤者が1週間で2名以上発生、利用者が10名以上発生）発生時には、高知市及び当該入居者の居住地市町村介護保険課に報告する。

4) 原因の究明

事故防止対策委員会が中心となり、事故の原因を究明、対策案を講じ、再発防止に努める。

5) 本人及び家族に対する最終的な説明

事故防止対策委員会の報告を受け、施設としての最終説明、決定対応を説明する。

制定日 平成23年 4月 1日